

三井住友トラスト VISA カード パーチェシングカード特約 (2025 年 4 月改定)

	項目	改定前	改定後（下線部が改定箇所）	補足
1	パー チ ェ シ ン グ カ ー ド 特 約	第 2 条（カードの貸与と取り扱い） 1. 当社は、会員および使用者に対し、次条に定める社用経費支払いを目的として、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に印字した会員の申込区分に応じたクレジットカードまたは当社所定の方法で通知した会員番号（以下まとめて「カード」という）を発行し、貸与します。したがって、キャッシュサービス条項は適用されません。カードは、カード表面に印字された使用者本人または当社が通知した会員番号の名義人である使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員および使用者は、カード発行後も、届出事項（法人会員規約第 20 条第 1 項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。 2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときはただちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。ただし、会員番号のみ貸与された場合は自署を不要とします。	第 2 条（カードの貸与と取り扱い） 1. 当社は、会員および使用者に対し、次条に定める社用経費支払いを目的として、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に印字<u>または登録</u>した会員の申込区分に応じたクレジットカードまたは当社所定の方法で通知した会員番号（以下まとめて「カード」という）を発行し、貸与します。したがって、キャッシュサービス条項は適用されません。カードは、カード表面に印字<u>または登録</u>された使用者本人または当社が通知した会員番号の名義人である使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員および使用者は、カード発行後も、届出事項（法人会員規約 第 20 条第 1 項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。 2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字<u>または登録</u>されたカードを貸与されたときはただちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（<u>カードに署名欄がある場合に限る</u>）。ただし、会員番号のみ貸与された場合は自署を不要とします。	
2		(2023年4月制定)	(2025年4月改定)	

	項目	改定前	改定後（下線部が改定箇所）	補足
3	部署名義等の パーチェシングカード 取り扱いに関する特約	第 2 条（使用者名義の特則） 2. 会員は貸与されたカードに署名をしないものとします。	第 2 条（使用者名義の特則） 2. 会員はカードが貸与されている場合、カードのカード名義人、および署名欄について、部署名義にて印字・署名し、カードを利用するものとします。	
4		第 3 条（カード情報の利用目的） カード情報は、会員および管理責任者の管理の下で利用するものとし、パーチェシングカード特約第 3 条（1）から（6）の利用目的にかかわらず、会員および管理責任者が必要と認めた場合、法人会員規約第 26 条に定める事業費決済の範囲内で利用できるものとします。また、カードが貸与されていない場合には、当社もしくは他のクレジットカード 会社があらかじめ承認している特定の加盟店において、カードを提示することなく、カード情報を当該加盟店に対し、オンラインによる送付、取引の申し込み文書への記入、電話による告知のいずれかの方法で通知することにより、カード情報を利用することができるものとし、店頭取引においては、カード情報を利用しないものとします。会員は本条の利用目的の範囲内であるかを問わず、当該カード情報の利用に係る利用代金について全て支払いの責を負うものとし、当該利用を否認することはできないものとします。	第 3 条（カード情報の利用） <u>1. カード情報は、会員および管理責任者の管理の下で利用するものとし、パーチェシングカード特約第 3 条（1）から（6）の利用目的にかかわらず、会員および管理責任者が必要と認めた場合、法人会員規約第 26 条に定める事業費決済の範囲内で利用できるものとします。</u> <u>2. カードが貸与されていない場合には、当社もしくは他のクレジットカード会社があらかじめ承認している特定の加盟店において、カードを提示することなく、会員番号等を、当該加盟店に対し、オンラインによる送付、取引の申し込み文書への記入、電話による告知のいずれかの方法で通知することにより、カード情報を利用することができるものとし、店頭取引においてはカード情報を利用しないものとします。</u> <u>3. カードが貸与されており、店頭で利用する場合には、原則、暗証番号を店頭端末機に入力して行うものとし、暗証番号の入力が利用できない場合のみ売上票等への署名を行うものとします。なお、カード署名欄が個人名でないこと等により加盟店にカード利用を拒否される場合があることにつき会員はあらかじめ同意するものとし、当社に対して何ら異議を申し立てないものとします。</u> 4. 会員は、本条の利用目的の範囲内であるかを問わず、当該会員番号で利用されたカード情報の利用代金についてすべて支払いの責を負うものとし、当該利用を否認する	第 3 条を 4 項目に分割し、カードが貸与されている場合と貸与されていない場合について取り扱いを明確化。

	項目	改定前	改定後（下線部が改定箇所）	補足
			<u>ことはできないものとします。</u>	
5		（2023年4月改定）	（ <u>2025年4月</u> 改定）	